

司教の巡察をめぐるグロステストと聖堂参事会の論争

朝 治 啓 三

はじめに

中世教皇権の絶頂期といわれるイノセント3世時代においては、カトリック信仰は西欧各地の司教区の末端にいる信徒には、どの程度浸透していたのであろうか。信徒に説教する小教区の司祭たちの、カトリック教義の理解度はどの程度のものであったのか。イノセント3世時代に開催された、第4回ラテラン公会議(1215)の決議に基づいて、イングランドの司教たちは、カトリック信仰のイングランドへの浸透を進めるべく、イングランド王国全体の教会会議や、各司教区ごとの聖職者会議を頻繁に開催し¹⁾、それぞれの司教区で司教自らが小教区、修道院を巡察して、能力不足の司祭を解任し、修道院が保有する小教区へ司祭を送らなかつた修道院長を解任した。²⁾ なかでもリンカン司教ロバート・グロステストは、これらの巡察の対象を大聖堂参事会が保有する聖職禄となっていた所領や小教区の聖職者にまで拡げて、巡察を敢行しようとしたところ、参事会長と参事会が強硬に反対して、遂には訴訟事件となり、参事会が教皇庁へと上訴したため、グロステストは1245年、当時リヨンにあった教皇庁に出頭して自己の正当性を主張するに至った。

その時の双方の当事者の主張やそれに対する教皇の回答の史料が残されているので、これを使って、司教による参事会巡察の歴史的意義を解明する。グロステストの司教区巡察に限ってみても、先行研究は少なくないが、最近イアン・フォレストが新しい研究視角を用いることを提案しているなので、まずそれを検討しよう。

フォレストによれば、11世紀グレゴリウス改革以後、教会は文化、社会、経

済、そして宗教の相互交渉の場として存在しており、政治的緊張と軍事力の変化が教会史上の諸変化を引き起こす原因となったと理解されている³⁾。と同時にフォレストはムーア Moore, I. R. を引用して、「教会は政治権力の境界線を越え得る。世俗エリートが、王朝型政治の重要面で教会の普遍性を認めた」と述べている点にも注意を払っている。⁴⁾ 第4回ラテラン公会議以後、教皇書簡のデクレ（教令）化、教皇庁決定の普遍性、*Jus Commune* 共通法・普遍法がヨーロッパ共通法として機能する傾向などが、これらの制度を利用する高位聖職者や世俗権力者のそれへの依存度が高まるにつれて形成された。その際、上意下達式だけではなく、現地での判例や決定が学識者による西欧各地の大学や司教区への移動や、教皇特使の英独仏への派遣によって中央へと集積されて、結果的には教皇の権威が西欧各地へと伝えられる経路が形成された。この体制の中で司教は地方の政治の現実によって影響を受けた高位聖職者であり、同時に全ヨーロッパ的制度の維持者として理解された。下位の教会や修道院に対する司教の裁判の実行は、司教の概念の形成に貢献し、司教が行う修道院、司祭や平信徒に対する巡察や裁判を通じてカトリック神学の浸透、規律の確立に寄与した。⁵⁾

しかし13世紀の司教による巡察が、カトリック浸透を目的として上意下達式に行われたのに対して、14世紀後の巡察は、地方社会の紛争解決制度として定着し、俗人信徒が司教のような高位聖職者と直接交渉し得る制度となった。在地の世俗エリートは巡察を彼ら自身の倫理的基準を強化するためにも、また隣接教区の有力者と競争する論点について地位を強化するためにも用い得た。司教は巡察を通じて在地の情報を集約し得たので、結果的にはカトリック教会の全ヨーロッパ化が生じた。司教巡察が制度として定着する過程は、教会の普遍化の過程でもあったと、フォレストは結論している。⁶⁾

フォレスト説は司教巡察を教会内の制度としてだけではなく、西欧社会のカトリック化の中の制度として捉え、14、15世紀に巡察の記録が体系的に保存されるようになる理由をうまく説明している。その一方で13世紀前半グロステス

トがリンカン司教であった時代の巡察の意義については、詳しい分析をしていない。巡察の史料が体系的には保存されていないという理由もあるが、政治や経済との関わりを重視する結果、信仰内容の変遷については巡察の神学的意義が軽視されているという面には不満が残る。本稿ではグロステストが巡察を実行した際の、カトリック神学的意味を視野に入れて、史料を解説する。

1. 司教の巡察をめぐる研究史

ギブズ Gibbs は第4回ラテラン公会議の決議（カノン）を踏まえて、イングランドの司教たちが王国全体での教会会議 Council を開催して制定法 Statute を決議し、同時に司教区ごとに聖職者会議 synod を開催して、司教が規約 Constitution や命令 Acta を定め、司教区を巡察して司牧の徹底を図ったと述べている。⁷⁾ ラテラン・カノンのうち司教の巡察に触れているのは第3条の異端審問に関する条文で、間接的に述べられているだけであるが、33, 34条では巡察に伴うプロキュレーション（接待）の適正化について触れていることから、司教が担当司教区を巡察することは当然と見なされ、実際ホノリウス3世もグレゴリウス9世も司教に巡察するよう命じた。⁸⁾

司教が巡察する目的はカトリック信仰を末端の信徒にまで普及することであり、その対象は、小教区の教区教会の司祭とその地の信徒、修道院の修道院長や修道士、（これには教皇から免属特権を得ている修道院も含まれる）さらに司教座大聖堂の参事会の役職者（参事会長、尚書、先唱者、会計係など）が宛がわれた聖職禄としての教会所領や小教区にある教会とその信徒である。司教の巡察を記録した特定の文書は、13世紀末までは残されていない。司教の行政文書に巡察の結果、罷免された司教の名が言及されることで、巡察が行われたことが判明するという間接的な証拠しか残されていない。修道院長が解任される例が年代記作者によって大きく問題視されることがあり、免属特権を得ている修道院が既得権をたてに司教に抗議する例もみられる。⁹⁾ イノセント3世によるカトリック世界の改革は、ビザンツ教会との対立、モンゴルやイスラ

ム勢力からの脅威、西欧内の異端の叢生といった内外の危機に対処するために開始されたので、ラテラン・カノンは1215年以前のいわゆる事効論を事実上否定し、司牧を執り行う聖職者の司牧能力の有無によっては真のカトリック信仰に至り得ないので、魂の救済を確保するために、聖職者の司牧能力を司教が巡察して直接審査することを必須の条件として位置づけた。¹⁰⁾ ベネディクト派などの修道院が司教の巡察を免れる免属特権をたてに抗議したが、教皇は司教巡察を命じた。

修道院への巡察に関する研究はチャーニー Cheney やノウルズ Knowles によって精密に取り組みられており、研究成果も豊富である。¹¹⁾ 小教区の信徒や司祭に対する巡察を研究するには史料の細かい読み込みが必要である。14世紀以後には巡察記録が整備されるので研究が進んでいるが、13世紀前半に関しては未開拓の分野である。最近になってホスキン Hoskin が、グロステスト時代のリンカン司教の行政文書を整理し刊行した。¹²⁾ ホスキン自身の研究も公表されているが¹³⁾、この史料を用いてさらなる研究が期待される。これに対して大聖堂参事会に対する巡察に関しては、グロステストが取り組んだイングランド教会の改革を目指す活動の一環として位置付ける19世紀のルアード Luard、ステイヴンソン Stevenson による古典的研究があるが、いずれもグロステストの主張が教皇によって肯定されたという結論で止まっている。¹⁴⁾ 古典的研究以後には、20世紀半ばにストロウリ Strawley が、司教と参事会との論争の過程を正確に跡付ける研究を公表し¹⁵⁾、最近ではマンテロ Mantello が関連する未刊行の文書類を転写し刊行した。¹⁶⁾ しかしこの論争が持つ歴史的意義が何であるのかについての議論は希薄である。例えば、何故教皇イノセント4世はグロステストに味方したのか、参事会は何故グロステストが提案した案（教皇特使を審判者にする）を退けて¹⁷⁾、教皇へと上訴したのか、教皇の審判が出た後、司教と参事会とは円滑に司教区行政を運営し得たのか、グロステストの巡察方針がそのまま13世紀後半へと受け継がれることがなくなり、フォレストが言うような巡察方針へと変わったのは何故か、これらの疑問への回答はまだ見出さ

れてはいない。先学の業績を踏まえて、司教区巡察をめぐるグロステストと参事会との論争の事例を分析して、グロステストの司牧観を明らかにすることを本稿の課題とする。

2. グロステストとリンカン大聖堂参事会との巡察をめぐる論争の発生と経過と結論

ストロウリがグロステストの書簡を史料にして、司教と参事会との論争を時間順に辿っているので、それを紹介する。

教皇庁へと送った使者サイモン・オヴ・アーデン宛の書簡80（1239年11～12月頃）においてグロステストは、参事会の要職者聖職禄として設定されてる所領や（小）教区のヴィカーやチャプレンに対する、司教の巡察権を再開行使しようとしたところ、参事会要職者たちが拒否したので、彼らを職務停止にすると伝えた述べている。¹⁸⁾

ここではルアードによる経過説明を軸にして、19世紀末のスティヴンソン、20世紀半ばのストロウリの説明を加味しながら、司教と参事会との論争を時間順に追うことにする。

司教座大聖堂における信徒への司牧、ミサの挙行、聖日の儀式運営など、教会の諸活動を行うにあたって、司教は大聖堂参事会に大きく依存していた。また司教は保有する司教区内の土地の管理のためには司教家政役人を動員していた。大聖堂参事会は当初は司教と密接に結びつき協力していたのであろうが、次第に聖務上も世俗業務上も仕事量が増えるにつれて、独立した地位を主張できるほどになったと考えられる。¹⁹⁾ 司教から参事会へと特権や特許状を与える例もあった。リンカン司教 Chesney は1160年ごろの特許状で、同時代のソールズベリー聖堂参事会が、創立者から得たのと同じ特権をリンカンの参事会へと与えた。その特許状はリンカン司教区の参事会聖職禄 *prebends* を、司教の権利と要求全てから免除していた。グロステストの時代までに、司教が参事会へと巡察を行うことは、参事会の既得権への侵害とみなされるようになってい

た。²⁰⁾ リンカン司教区には参事会員 canons の共有財産 Communa とみなされる聖職禄 prevends やマナ manors が55か所あり、それぞれに教会が付いていた。参事会はこれらの教会は司教の巡察から免除されると主張していた。²¹⁾ これには明確な根拠はなく、事実や慣例によって主張されていた。²²⁾ 先にも述べたように1215年の第4回ラテラン公会議の決議によって、異端対策として司教による司牧活動の活性化が述べられ、司教区管区巡察の実行が当然のこととみなされた。イングランド司教たちも司教区の規律を定め、巡察の実施に取り掛かり、グロステストはなかでも熱心に巡察を徹底しようとした。一方参事会は既得権をたてに巡察を拒み、リンカンの参事会は各司教座の参事会宛に主張の根拠となる特許状の提出を求め、ソールズベリから写しを得た。マシュー・パリスは自己の所属するベネディクト派の修道院への巡察を嫌い、リンカンの参事会を支援する旨を年代記に記している。²³⁾

1237年のロンドンでの教会会議の直後からグロステストは巡察の必要を実感していたと、マシュー・パリスは伝えている。²⁴⁾ Dunstable 年代記によれば、1239年教皇特使 Otto 宛グロステストの書簡79で、リンカン司教と参事会との巡察をめぐる論争が始まったことを伝えている。²⁵⁾ その後、司教と参事会は「実力行使」の闘争に入った。参事会が先に、司教区内の参事会聖職禄内の司祭補 vicar やチャプレンたちに、司教に従うなど命令を出し、これに対して司教は、参事会の要職者である参事会長 Dean、先唱者 Precentor、参事会長補佐 Subdean が聖堂内に立ち入ることを禁じた。²⁶⁾ 1240年4月24日になってようやく教皇は上記の関係者宛に、両者の同意に基づいて論争に決着をつけるように命じる書簡を発行した。²⁷⁾

おそらく1239年末ごろ²⁸⁾ 参事会長の William of Thorney が司教によって職務差し止め処分を受けており、その後任として Roger of Weseham が司教によって指名された。参事会長の人選を司教が実行したことで、参事会は教会裁判権内での解決ができないと判断したのかもしれない。参事会は国王ヘンリ3世に訴えて、司教と参事会との論争を司教の裁判権で審理することを国王が禁

じよう命じてもらいたいと請願したと、1240年末から1241年初めごろまでに書かれたグロステストの書簡90、91は述べている。司教はこれに対して、参事会への破門の可能性に言及しつつ、教会裁判権への世俗裁判権の介入を認めない旨述べ、教会の特権を悪意で侵す者に対して破門が宣告されることは、オクスフォードでの教会会議において決定済みであると記している。²⁹⁾

リンカンの参事会は1241年に、参事会の独立性を主張する根拠として12世紀初めごろのウィリアム2世時代の特権授与文書を、参事会員の一人がロンドンでの教会会議の場で提出した。³⁰⁾ リンカン司教区は、征服前にはドンカスタにあったが、司教がいなくなって終了したのち、ウィリアム・ルーフス王によって復活され、その結果新しい教会の最終権限は国王にあり、参事会は裁判権を教皇特使から得たという内容である。時代状況から見てあり得ない話なので、ルアードもスティヴンソン、ストロウリも偽文書とみなしている。³¹⁾

参事会側が、司教と参事会との論争を解決するために、国王の介入を期待したり、偽文書を持ち出したりすることは、彼らにはこの論争に勝ち目がないという自覚があったことを裏書きすると、ルアードやストロウリは見ている。³²⁾

リンカン司教とその参事会とが巡察を巡って争っている時期に、グロステストは別の件で破門宣告を受けた。リンカンシアのバードニ修道院に金を貸し、その返済を求めていたあるクラークが、1243年リンカン大助祭 Thomas Wallensis に説得されて、不平を大助祭に提出した。大助祭は修道院長を召喚したが欠席したので、司教面前へと召喚した。これも無視したので、司教が大修道院長を破門した。その後司教が査察者を派遣したが、修道院長は門を閉じて抵抗した。司教が修道院長を脅していると見たカンタベリの参事会が、バードニ修道院長にカンタベリ大司教座の参事会へ上訴させた。リンカン司教グロステストは、ハーフォードヘラムジーヤピータバラの修道院長を集め、バードニ大修道院長を廃位、破門した。国王は院長が廃位されたとみなしてその修道院の財産を接収した。グロステストはその返還を求め、国王による教会への介入を非難した。カンタベリの参事会は管区内の聖職者を集めて集会を開き

グロステストを破門した。新しく選任されたローマ教皇イノセント4世に向けて、グロステスト、カンタベリ参事会双方が使者を送り、教皇は1243年8月23日参事会宛に、8日以内に破門を解除せよと命じた。グロステストはカンタベリ参事会がこれには従わないと見て、枢機卿 Otho に対して書簡を送り、自ら教皇に論点を開示したいと書いた。アダム・マーシュ宛の書簡によれば、司教派修道士会と合意した模様であると書かれている。³³⁾ この事例はカンタベリ大司教座の参事会が、リンカン司教を破門したが、教皇が取り消させた例で、グロステストとリンカンの参事会との論争との共通点は、参事会と司教との教階制に於ける序列が問われている点である。

教皇庁への上訴を決めた参事会や、参事会との妥協を嫌った司教は決着を目指して³⁴⁾、当時教皇が滞在していたリヨンに到着した。1245年には、当時皇帝フレデリック2世と対立していた教皇のイノセント4世によって、リヨンで公会議が開かれることになっていた。グロステストは1245年1月7日までにはリヨンに到着しており、イノセントから好意的に迎えられた。³⁵⁾ 公会議が6月25日から開かれ、8月25日にはイノセントから、グロステストに巡察権を認める好意的な教書が発行されて、巡察を巡る参事会の主張は退けられた。³⁶⁾

ではこの論争で争われていたのはどのような論点であるのか。それはカトリック神学上如何なる意義があるのか、公会議の主要テーマであった西欧の外敵や内部の異端に対する戦いとどのような関係があるのか、などについて、グロステストの書簡、参事会の反論文書、教皇が決着をつけた文書を検討することを通じて解明しよう。

3. 大聖堂参事会聖職禄に在する教会への巡察をめぐるグロステスト、参事会の主張とイノセント4世の結論

リンカン大聖堂参事会の要職者（参事会長 dean、尚書 chancellor、会計係 treasurer、先唱者 precentor など）の聖職禄としての荘園 manors や小教区にたてられている教会へ、司教グロステストが巡察を実行しようとしたところ、

参事会長と参事会 chapter が、それは従来無かったことであるとして強硬に反対した。これに対してグロステストは、神の迷える子羊を救済するのはカトリック教会聖職者の任務であると主張して、参事会長と参事会を説得しようと何度も試みたが、参事会側は、司教が修道院や参事会聖職禄以外の小教区を巡察することには異論を唱えなかったが、参事会要職者の聖職禄や参事会共有財産に所属する教区教会への司教の巡察に対しては、反対の立場を変えなかった。この件での両者のやり取りについては年代記も触れているが、グロステストの書簡の数編に詳しく述べられている。³⁷⁾ グロステスト自身の主張を最も完成した形で述べた文書は書簡127である。³⁸⁾

1239年に表面化した両者の対立や論争は、1245年にリヨンでの教皇イノセント4世による結論で決着した。グロステストも参事会も自らの主張をまとめた書簡を教皇へと送った。オクスフォードの Bodleian Library に保存されている文書に見いだされる参事会の主張と、論争に対するイノセント4世の結論を記した文書を、マンテロが転写し刊行した。³⁹⁾ ここではそれらの内容を紹介し、論点を整理する。

(1) グロステスト書簡127の紹介

マンテロがコメントしているように、これは書簡というよりもグロステストの司牧に関する論文である。⁴⁰⁾ 本文はラテン語刊本で74頁にわたって印刷されている長文であるので、要約を次に掲げる。

論文は聖書の出エジプト記の引用から始まる。イェルサレムへと民を導くモーセは司牧者であり、グロステストの時代の高位聖職者つまり司教になぞらえられている。これに対して大聖堂参事会は高位聖職者としての権限を教皇から与えられてはいないし、免属特権も持たない。(これは上にも述べたルース王から参事会への特権授与を否定する目的で挟まれた一節を意味するのである。)

司教の権限は教会の *Jus Commune*, common law に基づき、主との盟約を守る義務がある。牧人たる司教が盟約を守るには、巡察によって神の羊を救済し

なければならない。巡察の対象は司祭も参事会もすべてを含む。司教が参事会要職者に権限の一部を委任しても、司教の巡察権は失われない。参事会要職者は通常大聖堂内に居住するので、聖職禄として宛がわれている小教区へは赴任せず、救霊義務を果たせていない。その結果彼らは司教による巡察を受ける対象者となる。巡察する側ではない。シトー派修道会、フランシスカンやドミニカンはそれぞれ独自に内部で巡察制度を持っている。サン・バルナールの例を見よ。教会の階層制の下級者は上級者に対して排他的な巡察権を要求し得ない。

司牧者が他人に司牧権を委ねるのは権利放棄ではない。父が息子に羊の世話を委ねても、父はなお羊と息子への監察権を有する。司教も同様である。司教には大きな責任と権利があり、罪を犯した信者を正統信仰へと連れ戻す義務がある。司教と参事会とは階層制の上下関係にあり、救霊権は司教にはあるが司教に委任された助手にはない。サムエル書にあるごとく、下級者は上級者に助けを求める。教会裁判権を有するのは司教であり、すべての権力を掌握するのは教皇である。教皇が太陽で司教は月であり、司教は巡察によって光を当てて探す。

教会は女であり、男である司教に下属する。教会によりも司教による教育の方が聖性を受け取れる。司教は下位聖職者を任免し、権限を委任し、巡察し光を当てる。司教は魂の統括者であり錬金術師で、巡察によって魂を純化する。司教は洗足者で魂の守り手、救霊者のピラミッドの頂点、司教区の警告者、神のブドウ畑の監視人、魂の医者、看護人である。

キリストは司教を通じて救霊し、モラルの危機を救う。司教は巡察中に下位聖職者に規律を教え、矯正する。モーセに逆らった者に対処するため、主はモーセを司教役として送り、モーセはヨシュアに調査権限を委任した。司教は下位聖職者を巡察し聖化する。汚れた者には他人を洗う資格はない。(人効論)

神の教えを伝える者としての司教は説教や巡察によって扉を開け、隠れた罪を見つけ、悪魔と戦う。祈りと巡察によって教会・信者の一体性を保持する。

権限を委任しても喪失とはならない。秩序維持と裁判権は上級者のみの権限であり、巡察権の根拠は聖書である。(Gratianus, *Decre.* D. 8. c2)

理性が法や慣習に勝る。教会は神をまね、正しい理性をまねるべきである。(理性を法より高く位置付けるグロステストは、アキナスと同時代人である。) 神への従属は自由な状態である。主の命令で働くことは自己の従属心の結果であり、自由になされ得る。

巡察されないという特権はない。巡察を差し止めることは司教権の否定である。

参事会が言うには、参事会は病気でも無能でもない、従って司教による巡察を不相当とみなすと。しかし聖書 (Sir 20:21-5) には、「謙虚であるべき」と書かれている。参事会は自惚れてはならない。巡察を受けることで、参事会は下級者から謙遜を獲得し得る。参事会は高位聖職者すなわち司教も間違い得ると主張するが、しかし参事会も間違い得るので、巡察は必要である。(グロステストは参事会を高位聖職者とは見なさず、参事会には巡察する資格がないとみなしている。)

司教が大聖堂や市中に入るときには鐘が鳴らされるべきである。

父への尊敬が魂の救済をもたらし、自尊心は愚かである。精神界の父こそ神であり、牧人であり、司教でもある。参事会も父である司教に従う宣誓を為すべきである。参事会員全員は参事会長に従うよりも強く司教に従う宣誓を為すべし。不従順者は魔術、偶像崇拜の罪に汚されている。(結)

このようにグロステストは書簡127において、非常に多岐にわたる主題を旧約、新約聖書や外典からの引用を交えつつ、参事会を説得する目的を堅持して述べている。

(2) 次にグロステストの巡察に反対して教皇庁へ上訴したリンカン大聖堂参事会の主張を見よう。マンテロはこれを書いたのは尚書 Chancellor の Master Nicholas Waddingham で (1238-64) であろうと述べている。⁴¹⁾ この文書の史料的信憑性については不明として、コメントせず紹介に止めている。本稿でも参

考資料として紹介する。⁴²⁾

1. 司教の主張を参事会の立場で要約した部分

参事会長は参事会員を巡察し修正する裁判権を持ち、したがって彼らへの参事会長の巡察権は司教のそれに劣らないと述べているが、司教は参事会長より上位にあるので、参事会長の裁判権全てを司教は持つと言っている。

司教は出エジプト記を引用して、モーセが神から山上に礼拝所をたてよと命じられたが、それは天使の階層制を意味し、人間界の階層制にも適用されると述べた。

信徒はすべて司教の精神的羊であり、彼らを巡察し修正する権利を司教は持つ。その信徒の中には参事会長や参事会員も含む。

参事会全体の誤りを修正する権利は司教にある。

司教の巡察を拒む者は神の命令に背くものである、と述べている。

2. 司教の主張に対する参事会の反論

上級天使が下級天使に何かを委任した時、上級天使なら下級天使の為すことに手を出すとは限らない。下級者の参事会長の巡察の後に、上級者の司教が新たに巡察に来ることはあり得ない。参事会長が参事会員を巡察した後で、司教が再度巡察するのは修正されたものを絶望へと送ることであり、神の教会を無秩序にする。

天上の教会と地上の教会とは同じではない。天上の教会には欠けたるものは無いが、地上の教会には2重の欠陥があり、天の権力を欠けていることと、モーセが神から「貴方がしたことは良くない」と言われたこととである。司教が下級者に仕事の一部を委任したということは、司教の強さに限界があるということだ。

人間の階層制には欠点があり、上級者も下級者も過ち得る。しかし意思や知性によって理解の有無を認識し得る。これが自然物と人間との違いである。上級者が下級者に責任の一部を委任した場合、上級者が居なくても、下級者はその責任を果たすことはできよう。

司教の巡察をめぐるグロステストと聖堂参事会の論争（朝治）

司教は参事会員を含めてすべての信徒は司教の羊であるというのが、裁判権に関してはそうではない。出エジプト記によれば、モーセと彼が指定する高位聖職者は重要事項の判断を司るが、小事は下級者に委ねるとされている。モーセが他人に小事の裁判権を委ねたのち、自分の裁判権を行使しなかったように、司教は参事会長の任務を上から覆う裁判権を主張するべきではない。

ルーフス王時代の特権状によって、参事会長は教皇と二人の特使から参事会の要職者や個々の構成員を修正する裁判権を得ている。参事会長の巡察や修正を参事会員が拒んだときには司教の助けが必要となる。もし参事会長が間違ったときには、参事会が結束して参事会長を修正するのがイングランド教会の慣習である。参事会は参事会長よりも権力が強い。参事会は司教と参事会長の中間に位置する。

イザヤ書の言葉を敷衍すれば、参事会と参事会長との関係は、大聖堂という土台にサファイアが埋め込まれた状態に似ている。司教が何と言おうと神の秩序に逆らってはならない。（結）

参事会によるグロステスト批判は、天上の階層制を司教と参事会の上下関係に当てはめることを拒否すること、および、参事会の特権を、偽文書やイングランド教会の慣習に基づかせる点が特徴であると言える。

（3）教皇イノセント4世からグロステストへの書簡、1245年8月25日

リヨンにて

グロステストと参事会の論争への決着は、（2）と同じ写本に連続して掲載されているイノセント4世のグロステスト宛書簡によって付けられた。その内容を要約して紹介する。⁴³⁾

司教である貴下と参事会との間で紛争が生じており教会が煩わされている。様々な審判者が使徒の管区から両派について得られた委員会の意見と司法手続きに基づき、以下のように結論する。

貴下の司牧職務に要求されている勤勉さによって、普遍法に基づいてリンカン大聖堂参事会、聖職禄教会、要職聖職禄や共有財産の教会を貴下が巡察し、

法の形式に従って巡察の職務に関する諸義務を果たすよう義務付ける。また参事会長、参事会員、ヴィカーやチャブレン、教区民の違法行為を修正し、彼らのモラルを改革するよう義務付ける。参事会長や参事会が裁判に反対するならば、貴下が事例全てを検査し決定する権限は当然貴下に属す。この件に関して、彼らには完全な沈黙があつてしかるべし。

教皇は枢機卿の助言を受けた上で、次のように宣言する。司教の参事会員、ヴィカー、チャブレン、教会諸役人、教区民への巡察権を承認し、修正、モラル改革も許される。しかし参事会に対する巡察時にはプロキュレーションは、支払われない。参事会員に貴下に対する従順と尊敬を払うよう命じる。しかし宣誓は義務ではない。(結)

教皇はグロステストが提出したそのほかの問題点をも箇条書きにして言及しているが、その全てに回答した訳ではない。例えば、参事会が参事会長の選出権を不当に主張しているとか、大聖堂への司教の入堂時に鐘を鳴らすこととか、カノン法や司教の威厳や權威に関わる規定を参事会規則に入れないことなどは、「その他」と述べられてるだけで、具体的な命令は無かった。他方参事会の「司教の声明は事実ではない」という主張にも教皇声明は触れていない。ルーフス王時代の文書の信憑性には言及しなかった。参事会が主張した「イングランド教会の慣習」は教皇声明では支持されず、「修正」の仕方についてはリンカン教会の慣習に則るように、との留保条件が付けられただけである。教皇は司教を支持しつつ、参事会の面目を保つことにも気を配っている。

これらの史料をもとに、この論争とその決着の仕方には、どのような歴史的意義があるのかを、次に検討しよう。

4. 考 察

第3節で要約したグロステストの主張と参事会の反論についてコメントした先行研究を紹介し、論点を整理しよう。

ルアードは書簡127の英文要約を書簡史料集に付けたが、内容コメントはし

ていない。⁴⁴⁾ スティヴンソンは同じ書簡の内容を要約し、次の点を重視している。「聖書に基づいて司教が代理人に司牧の代行を依頼するが、命じた側が上位で、委ねられた側がそれに従属する必要を説く。至上権は司教に存し不可譲」「司教は教皇から授権され、司教区内では教皇としての機能を持ち、その下に大助祭、地方司祭を従えている。免属修道院は教皇の支配下にある」「出エジプト記やサムエル記からの引用をもとに、司教は大聖堂全体を司牧する資格があり、司教には識別力があって、そこへは人間の法は介入し得ない。グロステスト以前の司教が巡察を実施してなかったことは、今後実施しないことの根拠にはならない。神法にはその禁令はない。」「修正をしなくてもよいという法はない。高位聖職者ほど遜るべき」「*Jus Commune* 共通法・普遍法と対比してイングランド地方慣習の限界」などの論点がそれである。

これに対する参事会側の反論については上記の Bodleian Library 写本に見られる主張ではなく、書簡77, 79, 80, 84に見られるグロステストから見た参事会の主張を、次のように解釈している。「司教の参事会巡察には前例が無い。司教には参事会を裁く権利はない。教皇庁へ上訴する。」スティヴンソンの書にはこれ以上の詳しい分析は見られない。⁴⁵⁾

ストロウリは、グロステストが参事会に対して敵対的ではなく、説得する目的で書簡127を書いたと考える。⁴⁶⁾ 彼はその内容を4点に整理している。①司教が司教権の一部を誰かに委任したとしても、司教の裁判・修正の権利が否定されたことにはならない。委任した相手が確実に実行したか否かを監査しなければならない。②参事会は巡察を受けないで済むほど偉大ではない。「もし我らが罪を犯していないと考えるなら、それは自身を欺くことになる。」偉大な人ほど謙遜であるべきだ。聖書に拠れば聖職者や高位聖職者ほど罪深いものは無いと言っている。我らは肉親に従順であるべきだが、精神的父にはもっと従順であるべきだ。規律を守らせる仕方を知らない者は従うすべを知らない。③これまでの司教が巡察をしてこなかったことが慣習を形成するということはない、慣習は「無い」ということによって形成され得ない。④参事会長には

聖堂を巡察する権利があるという主張に対しては、参事会長は聖堂を監督するかもしれないが、内部者であれば、自己を巡察する資格はない。外部からの独立した巡察のみがあり得るからだ。

次にグロステストの主張を批判する参事会の主張を3点にまとめている。①参事会長が先に巡察しているので司教が巡察を繰り返す必要がない。②裁判権を除いて、司教の指示、説教、訓戒の役割は下屬聖職者に委託されている。③慣習によれば、参事会長の過ちは参事会が修正する。⁴⁷⁾

マンテロは書簡翻訳書において、書簡127については史料解説をつけているが、内容解説やコメントは加えていない。参事会から司教への批判文についても、この書ではコメントしていないが、1985年刊行の同じ史料の紹介論文では詳しく内容を紹介している。⁴⁸⁾前半で司教の主張を2点にまとめている。①参事会長が大聖堂内の構成員に対して巡察を行うとしても、司教の大聖堂参事会への巡察権は失われぬ。天使の階層制の構造は地上の階層制に対応する。参事会長が享受するすべての裁判権は、参事会長の上級権者としての司教に属す。②司教は彼の精神の子羊を例外なく修正するべく義務付けられている。参事会はずべての羊のどれよりも罪深く、修正の必要がある。司教の巡察に逆らうことは如何なる場合にも、神の法を冒瀆する行為である。何故ならヨハネ福音書と預言者の書において、司教は彼の権威に従う者すべてを巡察し修正するよう規定されているからだ。

これを批判する参事会の主張を次の4点に要約している。① a. 参事会長が修正したものを司教が修正することは無意味な繰り返しで、絶望へと導く。 b. 普遍的で永遠の完成を目指す天使の階層制は人間界の階層制とは結びつけられるべきではない。司教も過つので一人で重責を担い得ない。 c. 司教は思索家、監視者、相談相手であり、モーセと同じではなく、職務の分担を要求される存在である。②自然界の秩序では上級の原因は下級の者の存在する原因となり存在を支えるが、聖職階層制では下級聖職者は上級聖職者が居なくても、職務を果たし得るから、二つの階層制を同一視することは間違いである。③司

教区内全ての者は、司教の教育、説教、忠告に関しては司教の羊であるが、裁判権に関しては特定の事件に関してのみ従属する。出エジプト記に、モーセは重要事のみ自らに留保し、小事に関してはモーセが下級者に委ねたとあるからである。④ a. 参事会長と参事会員は教皇、二人の特使から、参事会構成員を修正する権利を得ている。b. もし参事会長が間違っている場合には、イングランドの大聖堂参事会の慣習では、参事会全体が参事会長を修正する。その場合でも参事会長が参事会員を修正する権限を手放すことは無い。このような権威の分担は、神の意志と法とに合致しているので、参事会は神の秩序に従う。

マンテロはこのように要約したうえで、参事会のグロステスト批判が、グロステストの司牧観や学識には全く匹敵しないと酷評している。それは司教の巡察権を否定することに失敗していると。⁴⁹⁾ このようなグロステストと参事会との論争についてのマンテロの評価を踏まえて、カトリック神学史上においてグロステストが提起した論点の意義を次に考察しよう。なぜ彼は参事会への巡察にこだわったのか。なぜイノセント4世がグロステストの主張を肯定する結論を出したのかについては、マンテロは触れていない。

参事会はグロステスト説への批判点として最初に、天使の階層制を人間界の階層制と同質であるとみなすことを挙げている。これに対応するグロステストの主張（書簡127）は、次のような叙述になっている。熾天使は智天使よりも多くを為し得る。太陽は月や星よりもよく光を届け得る。教皇は教会全体に関して完全な権力を持ち、同様に司教は司教区について同じ権利を持つ。何故なら彼の司教区では、司教は、モーセがイスラエルの人々の良き行いに関して「主に最も信頼された僕」であったのと、同様である。⁵⁰⁾ つまり天使の第一位である熾天使は第二位の智天使よりも大きな権力を持ち、教皇は人間であるけれども、キリスト教世界においては完全な権力をもち、司教は司教区において完全な権力を持つ。天の、神の世界での階層制と、地上の人間界の階層制とを相似的に捉えていることは明らかである。参事会の反論は、人間界の階層制においては上級者に委任された下級者は、上級者が居なくても仕事を果たし得

ると述べているが、その下級者の不十分性がグロステストによって問題視されており、従って巡察が必要であるとの主張には参事会は触れていない。

グロステストが天使の階層制を持ち出していることの意味を考えよう。救霊のために神が派遣する使いである天使と、誤った人間を巡察し、司牧を通じて救霊する人間界の司教とを同一視するための論理構成であり、司教の権力を、モーセが神から授権された聖書の出エジプト記の引用と同列に置いて説明していることを考えると、司教は普通の人間ではなく、神から授権された特別な存在であることを、参事会に向かって強調する趣旨であることが分かる。この説明は同時に教皇の特別さをも強調する目的を持っている。神の僕の僕であるといノセント4世の教書の頭書にも書かれているが、教皇はイエスから授権されたのであるとグロステストはわざわざ述べている。⁵¹⁾ 神の僕の僕である教皇によって授権された司教による民の司牧は、神意であるという主張である。ちなみに教皇は同時にローマ司教として、司教の一人でもある。

グロステストは司教の権威が特別なものであることを文中で何度も強調している。自分の権限の一部を下級者に委任しても、そのことによって司教の権限が縮小することは無く、完全なまま保持されると強調する。そして教皇は1245年8月25日リヨンでの教書において、グロステストの主張を認めた。一方参事会は、権限の一部を委ねられたのちは、司教がその権限を行使することは、2度同じことを繰り返すことになり、秩序を乱すと論難している。これはまさに、人間界の職務分担の論理だけでキリスト教信仰の司牧を説明しようとしていると言える。グロステストやイノセントが論じている、神の被造物である人間の救霊、信仰の視点を欠いている。グロステストは参事会が主から直接授権されたのではないことを強調するために、教皇がイエスから授権され、司教が教皇から授権されたことを繰り返し述べていると考え得る。

参事会長と参事会総会との位置づけについて、参事会のグロステスト批判の文では、総会が参事会長より上級の権限を有すと述べている。これを公会議至上主義と結びつける説明も見られるが、⁵²⁾ この批判文ではそこまでは述べられ

てはおらず、参事会側の主張の根拠はイングランドの慣習である。マンテロによれば、リンカンの参事会は他の司教区の参事会に宛て、この主張の根拠となり得る証拠書類の提出を求め、実際に書類を送ってきた参事会もあったが、証拠となり得る書類は無かったと述べている。⁵³⁾ グロステストはこの慣習根拠説には全く触れていない。イノセントはもちろん教皇至上主義であり、聖職者の会議体の権威の方が上級であるという説明は採っていない。

参事会と参事会長にはルーフス王時代に教皇から権限授与の特許状が与えられているという主張に対しては、グロステストも教皇も反応していない。マシュー・パリスの年代記はその特許状が真正なものであるとして全文掲載しているが、⁵⁴⁾ ルアード以降現代までの大半の研究者は懐疑的である。

司教の巡察のうち、修道院や小教区への巡察については、参事会は反対していない。批判文書で触れているのは、参事会要職者の聖職禄、共有財産の中にある小教区や所領への巡察であり、特にその教区司祭の司牧能力を司教が自ら巡察することに反対している。グロステストの主張では、それらの聖職禄を受けている参事会員は大聖堂に勤務し、そこに居住しており、聖職禄の中にある教会には赴任していないから、⁵⁵⁾ 司祭職の代理をする者が設置されているはずであり、その者が司牧能力者であるか否かを調べる必要があるとされている。その調査を参事会が拒んだことは、巡察されると困る事実が存在することを裏書きしているようである。グロステストが、司教区内にあるすべての宗教施設において、説教、告解、聴聞、赦しの秘蹟が行われているというカトリック信仰の本義が、事実となるよう実地検分するという強い意志を持っていたことが分かる。

グロステストの主張をイノセントがほぼそのまま肯定したことは、カトリック信仰を末端信徒にまで浸透させるという方針を、グロステストとイノセント4世とが共有していたことを意味している。グロステストは例外を認めず、免属特権を持つ修道院に対しても巡察を敢行し、不適當な修道院長を解任した。大聖堂参事会要職者が保有する聖職禄にある教会の司祭についても、例外を認

めようとしなかった。⁵⁶⁾ この方針は何故、この時司教や教皇によって採用されたのか。

イノセント4世が1245年リヨン公会議を召集した目的は、上記した4つの危機（モンゴル、イスラム、ビザンツ、異端）に加えて、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世との対決に備えるために、聖職者のみならず、俗人権力者の結集、対皇帝運動の主導権を教皇が掌握することにあったことは、既に多くの先行研究者が指摘している。⁵⁷⁾ この公会議中に教皇はフリードリヒを破門し、かつ廃位すると宣言した。⁵⁸⁾ 彼がイタリアからサヴォワを経てリヨンへの逃れたのも、皇帝の軍事的圧力を避けるためであった。廃位したのちに、まだフリードリヒが活着しているにも拘らず対立皇帝を続けて二人たてて、対決姿勢を明確にした。⁵⁹⁾ この状態を皇帝権と教皇権の対立という図式で従来は説明してきたが、武力に基礎を置く皇帝の権力と、武力を事実上持たず、信仰心の結集の中核たらしめる教皇とが、同次元で対立すると想像することには論理的な無理がある。武力や経済的利害では対立する世俗諸権力が平和を維持するには、それらの利害関係を超え、かつ世俗権力よりも上位に立ち、しかも西欧全体を統括し得る権威が必要である。西欧を一括りにし得る権威はこの時点ではキリスト教信仰以外にはあり得ない。実際世俗権力者間の多くの闘争場面で、聖職者が仲介して和平協定が結ばれた。世俗権力者間の利害を調整する役を聖職者が担い、聖職者の存在を世俗権力が保証するという暗黙の了解があったと見るほうが、説明がつく。

上記の4つの危機を西欧全体の危機として表明したのは、1215年第4回ラテラン公会議におけるイノセント3世であり、彼に修道会設立の認可を求めたのはアッシジのフランチェスコであった。イノセントは信仰の末端までの布教を目指し、托鉢修道士による信者のもとへ赴いての説教に期待した。彼らが世俗を捨て清貧を強くアピールすることで、世俗の権威ではなく教会の権威こそが平和を実現し得るとの信念を、ラテラン・カノンで打ち出した。⁶⁰⁾ グレゴリウス9世は11世紀末の教会改革を目指したグレゴリウス7世を尊敬し、またイノ

セント4世は、イノセント3世の志を継ぐと言って、その名を襲ったと言われている。

イングランドで国王ジョンがカンタベリ大司教後任問題でラングトンと対立していた頃、パリに赴いていたグロステストはラングトンともその地で出会い⁶¹⁾、聖職者が世俗権力に対してとるべき立場を知ったであろう。イングランドでもラテラン・カノンを踏まえて、1222年以後定期的に司教による教会会議が開かれ、カトリック信仰の末端の信者への布教策がこうじられた。⁶²⁾ 1235年にリンカン司教となると、グロステストは司教区巡察への意欲を実行に移した。司教区内の8つの大助祭区の一つレスタ大助祭区で司牧に努めていた経験から、小教区の司祭に司牧能力に疑問のある人物の叙任や、教皇によるイタリア人聖職者の叙任が横行している現実に疑問を持っていたからである。グロステストは教会の階層制を重視し、それを前提に、イングランドの司教を神の代理人の一人とみなして、司牧を実行し得る有資格者と位置付けた。教皇による聖職叙任権の乱用には、1250年にリヨンで直接抗議したが、教皇による司教への授権を自己の権威の根拠とする決意は、そこでも変更しなかった。⁶³⁾ 西欧全体のカトリック化を目指す教皇の構想と、リンカン司教区の末端に至るまでの信徒へのカトリック信仰普及を目指すグロステストの意思とが合致した。

ラテラン・カノンの第3条は異端者を回心させることを目的に起草されているが、異端と目された信者を打倒したり撲滅したりするのではなく、回心させることを趣旨としているとも読める。⁶⁴⁾ グロステストが実行した巡察の目的も、不適當な司祭を有能な者と入れ替えることで、しかるべき司牧を施せば、カトリック信仰が普及するであろうとの予想に基づいている。⁶⁵⁾ 1245年にイノセント4世が参事会の主張を退け、グロステストの巡察権を改めて確認したのは、教皇庁のこの当時の布教趣旨から見れば当然である。

これに対して参事会はその主張の根拠を、ルーフス王時代の特許状と、イングランド教会の慣習に置いている。前者の根拠不十分さは上記したとおりである。後者に対して教皇庁は、西欧全体のカトリック化を目指す以上、地域慣習

をその中に取り込むことはあり得ても、地域慣習を優先することはありえない。上訴策を採った参事会は、教皇が司教グロステストの主張の否認を期待したと思われるが、グロステストの意志だけでなく、西欧カトリック世界の一体化を目指す教皇庁の布教趣旨をも読み誤っていた。

おわりに

グロステストが追求した、カトリック信仰が社会の末端の信徒にまで普及する状態は、彼の巡察を通じての布教活動によって実現したのか。この問いに答えるためには、小教区への巡察の実態を調べる必要があるが、13世紀前半の時点では巡察記録が存在していない。⁶⁶⁾ 14世紀頃には各司教領でそれらが出現し始めるが、その時には巡察の目的は、カトリックの布教というよりも、司教による住民からの情報収集と、プロキュレーション取り立ての手段となっていた。⁶⁷⁾ 本稿で取り上げた参事会から司教の巡察への批判や抵抗は、グロステストの死後には見られなくなった。⁶⁸⁾ 巡察が司教や参事会にとって持つ意味が、13世紀後半に変化したといえる。カトリックの教会制度としての普及が順調に進む一方、信仰内容は多様化し、教皇の中央集権化策が西欧社会の平和維持に占める役割が減少した。

人間も自然も神の被造物であり、神の定めた摂理が宇宙を統率しているという教義をすべての信徒が普遍的に信仰することを目指して、イノセント4世もグロステストもフランシスカンも、巡察やプロキュレーションを正当化した。⁶⁹⁾ しかし13世紀後半には、被造物である人間の意思がどこまで自由であるのかについて、異なる様々な思考が噴出し、教会や信仰の普遍性が揺らぎ始めた。⁷⁰⁾ 巡察の意味が変わり始めた時期と一致している。社会や経済条件の変化が信仰の変化をもたらしたとの説明は、分かりやすそうではあるが、思想そのものに内在する変化要因を説明しなくてもよいのであろうか。今後の課題である。

注

- 1) Gibbs, M. and Lang, J., *Bishops and Reform, 1215-1272, with special reference to the Lateran Council of 1215*, Oxford, 1272, pp. 99-101, 113-117, 124-130.
- 2) Cheney, C. R., *Episcopal Visitation of Monasteries in the Thirteenth Century*, Manchester, 1931, 2nd, 1983, pp. 35-36, 69, 102; Knowles, D., *Religious Orders in England*, i, Cambridge, 1948.
- 3) Forrest, Ian, 'Continuity and Church in the institutional Church', in *Oxford Handbook of Medieval Christianity*, ed., Arnold, J. H., Oxford, 2014, pp. 185-200. at 188.
- 4) Forrest, 'Continuity', p. 188; Moore, R. I., *The First European Revolution, c970-1215*, Oxford, 2000.
- 5) Forrest, 'Continuity', pp. 191, 195.
- 6) Forrest, 'Continuity', pp. 196-7. フォレストには巡察の史料概説や、歴史史料としての利用価値を扱った他の論文もある。Forrest, I., 'The Survival of Medieval Visitation Records', *Archives*, xxxvii, no. 125, 2012; Do., 'The Archive of the Official of Stow and the machinery of church government in the late thirteenth century', *Historical Research*, 84, no. 223, 2011, pp. 1-13; Do., 'The Transformation of Visitation in Thirteenth Century England', *Past and Present*, 221, 2012, pp. 3-38.
- 7) Gibbs, M. and Lang, J., *Bishops and Reform, 1215-1272*, Oxford, 1934, pp. 100-102, 104-106, 108. グロステストの Constitution については, pp. 114, 124-130.
- 8) Gibbs and Lang, p. 152; Bliss, *Calendar of Entries in the Papal Registers relating to Great Britain and Ireland*, i, London, 1893, (Bliss hereafter) p. 178; Mantello, F. A. C. and Goering, J., *Letters of Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln, Toronto, 2010*, p. 269, n. 2. 1239. 1. 20付。藤崎衛監訳「第4ラテラノ公会議（1215年）決議文翻訳」『クリオ』29号, 2015年, 94-96, 109-110頁。
- 9) Stevenson, *Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln*, London, 1899, pp. 251-252; *Historia Anglorum*, iii, Rolls Series, Maddon, 1869, p. 149.
- 10) Southern, R. W., *Robert Grosseteste: The Growth of an English Mind in Medieval Europe*, Oxford, 1986, 1992, p. 277. 出村彰『中世キリスト教の歴史』日本キリスト教団出版局, 2005年, 335頁。
- 11) Knowles, *Religious Orders*, pp. 85-86. バリ地方における修道院への司教の裁治権については岡崎論文参照。岡崎敦「中世盛期バリ地方における修道院の小教区所有と司教裁治権」『史学雑誌』104-7, 1995年。山代宏道『ノルマン征服と中世イングランド教会』溪水社, 1998年, 第16章。
- 12) Hoskin, P. M., *Robert Grosseteste as Bishop of Lincoln, The Episcopal Rolls, 1235-1253*, Lincoln Record Society, 2015.

- 13) Hoskin, Philippa, M., *Robert Grosseteste and the 13th Century Diocese of Lincoln*, Leiden, Brill, 2019.
- 14) Luard, H. R., *Roberti Grosseteste Epistolae*, (*Ep.*, hereafter) Rolls Series, 25, 1861, London.
- 15) Strowley, J. H., 'Grosseteste's Administration of the Diocese of Lincoln, (Administration hereafter) in ed. Callus, D. A., *Robert Grosseteste, scholar and bishop*, Oxford, 1955, pp. 146-77.
- 16) Mantello, F. A. C., 'Bishop Robert Grosseteste and his Cathedral Chapter: An edition of the Chapter's Objections to Episcopal Visitation, *Medieval Studies*, 47, 1985, (Objections hereafter) pp. 367-78.
- 17) Mantello and Goering, *Letters*, pp. 367-378.
- 18) Mantello, F. A. C. and Goering, J., *Letters*, pp. 273-79; Luard, *Ep.*, lxi-lxiii, pp. 253-260.
- 19) 邦語文献では岡崎教「バリ司教座参事会の印章」『西洋史学論集』39, 1-21頁, 2001年。山代宏道『ノルマン征服とイングランド教会』181-2頁。
- 20) Strawley, 'Administration', p. 171. なお山代, 第14章をも参照。
- 21) Strawley, op. cit., p.171.
- 22) Storey, Robin Lindsay, *Diocesan Administration in Fifteenth Century England, Borthwich Papers*, no. 16. York, 1959, 1972, 1981, 邦訳は東出功『15世紀イングランドにおける司教管区の行政』私家版。第1節。
- 23) Strawley, op. cit., p. 172; Matthew Paris, *Chronica Majora*, (*CM* hereafter) iii, p. 528.
- 24) *CM.*, iii, p. 394; v, p. 705; Luard, *Ep.*, vii, p. 34; Stevenson, *Grosseteste*, p. 182.
- 25) Mantello and Goering, *Letters of Robert Grosseteste*, p. 272; *Annales Monastici, Dunstable*, iii, p. 149. グロステストが教皇庁に送った使者宛の書簡42, 43では, 教皇がグロステストに参事会への巡察を認めるライセンスを与えたときみなされている。1239年1月22日。Bliss, *Calendar of Palal Registers*, i, p. 178; Stevenson, *op. cit.*, pp. 186-88.
- 26) 書簡80。Mantello and Goering, *Letters*, pp. 273-79; Luard, *Ep.*, pp. 253-60. グロステストの述べることを簡略化すると, 次のようになる。1239年「9月7日, 参事会に対して, 私が教皇の権威を持って10月18日以後の木曜日に参事会を巡察すると伝えておいた。その後すぐ参事会聖職禄教会を巡察した。参事会員全員は, 参事会長に会うべく10月7日に参事会室へと召集されていた。参事会長は説教壇から信徒に向かって演説し, 教皇庁への上訴を司教が禁じたことを根拠に, 上訴する承認を参事会員と信徒から得た。その後参事会要職者たちは教皇庁へと出発した。彼らはイングランドの全ての司教座教会の参事会宛に書簡を送り, 巡察批判のメッセージを伝えた。私に対して徒党を組み, 信者を煽った, 私は予定した日に参事会聖職禄へ来て巡察を行ったが, 誰もいなかった。大司教に召集されていたのでロンドンへ行ったが, そこでは参事会との和解の話し合いがもたれた。」その結果, 「私は両者によって選ばれた裁定者に結論を委ねると提案したが,

参事会は拒否したので、ウスタ司教、ウスタとサドベリの大助祭に裁定を委ねると提案したが、拒否された。」その後合意できたのは、上記3者の裁定に委ねることを教皇に同意してもらうために、クリスマスまでに使者を派遣するというのであった。1239年11月の書簡81によれば、教皇がグロステストの権威を承認した時でさえ、参事会は従わなかったので、同意を求めて教皇に請うことにしたという。Luard, *Ep.*, xlii-xliii; Strawley, *op. cit.*, pp. 173-4.

- 27) Bliss, i, p. 189. 教皇は1243年12月22日に、イーリとウスタの小修道院長とチチェスタの大助祭宛にこの件の再評価を出すよう命じていた。Bliss, i, pp. 189, 203. マシュー・パリスは参事会側に同情し、もし司教の巡察権を認めれば、所領を奪われるであろうと書いている。CM., iii, p. 485.
- 28) ストロウリは1239年説をとるが、(Strawley, 'Administration', pp. 174-5.) Roger の就任年月日は正確には考証されていない。Grosseteste の Register Roll では「司教年9年目の1月のカレンダーの5日前」とあり、それは1243年に当たる。）
- 29) Mantello and Goering, *Letters*, pp. 303-308; Luard, *Ep.*, pp. 285-90.
- 30) CM., iii, p. 571; iv, pp. 154-6.
- 31) Luard, *Ep.*, lii; Stevenson, *Grosseteste*, p. 200; Strawley, 'Administration', p. 175.
- 32) Luard, *Ep.*, li; Strawley, 'Administration', p. 175.
- 33) Luard, *Ep.*, liv-lvii; CM., iii, 601-605; Stevenson, *Grosseteste*, ch. 7; *Annales Monastici*, iii, *Dunstable*, p. 259.
- 34) *Monumenta Franciscana*, i, (*Mon. Fran.* hereafter) ed., Brewer, 1858, p. 146.
- 35) Adam Marsh, *Mon. Fran.*, i, ccxii, p. 376.
- 36) Luard, *Ep.*, lxii; *Dunstable*, p. 267; CM., iii, 649; *Flores Historiarum, Matthew of Westminster*, p. 318; Stevenson, pp. 199-201; Bliss, i, p. 202.
- 37) Luard, *Ep.*, Letters 71, 73, 77, 79-82, 90-92, 94, 96-98, 118, 121-122, 127.
- 38) Luard, *Ep.*, pp. 357-431; Mantello and Goering, *Letters*, pp. 374-441.
- 39) Mantello, F. A. C., 'Objections', pp. 367-78. 19世紀のLuardやStevensonはこの史料を用いておらず、グロステストの書簡から類推していた。Strawleyが1955年の論文で新資料(Oxford, Bodleian Library, 760, f. 176va-178ra)に言及したが、史料としては刊行しなかった。1985年にMantelloが初めて刊行した。同じ文書には1245年リヨン公会議の決議 *Constitutiones, recentio conciliaris* の不完全な写本が付いている。イノセントからグロステストへの決定についての書簡は、これまでにはリンカン史料協会の刊行物に掲載されている。C. Wordsworth, and H. Bradshaw, *Statutes of the Lincoln Cathedral*, Cambridge, 1892. part. 1. (Liber Niger), pp. 315-19. またこれらとは別に、マシュー・パリスが年代記第6巻に付録として収録している。CM., iv, pp. 497-501. バチカンの古文書室に所蔵されているはずなので、その登記簿であるBliss, i, p. 219にその要約が読み取れる。

- 40) Mantello and Goering, *Letters*, p. 374. n. 1. 宛先はなく、書簡の形式がとられていない。
- 41) Mantello, 'Objections', pp. 369, 370.
- 42) Mantello, 'Objections', pp. 372-73; Mantello and Goering, pp. 432-33.
- 43) Mantello and Goering, *Letters*, pp. 438-441.
- 44) Luard, *Ep.*, pp. cxiv-cxvi.
- 45) Stevenson, *Grosseteste*, pp. 188-194.
- 46) Strawley, 'Administration', p. 173.
- 47) Strawley, 'Administration', p. 173.
- 48) Mantello, 'Objections', pp. 371-372.
- 49) Mantello, 'Objections', p. 377.
- 50) Mantello and Goering, *Letters*, p. 381.
- 51) Mantello and Goering, *Letters*, p. 385.
- 52) Tiency, B., *Foundations of the Conciliar Theology; the contribution of the Medieval Canonists from Gratian to the Great Schism*, Cambridge, 1955; Do., 'A Conciliar Theory of the Thirteenth Century', *The Catholic Historical Review*, XXXVI, 4, 1951, Baltimore, pp. 435. ホステイエンシスを引用して、公会議主義を説いている。グロステストの教皇観と異なる説については、p. 425.
- 53) Mantello, 'Objections', p. 372, n. 17.
- 54) *CM.*, iv, pp. 155-156; Mantello, 'Objection', p. 377, n. 16. 'Fuit...ordinatio talis, quod episcopo ordinatio, et canonicis in suis possessionibus consitutis, ex tunc ordinate et disciplinate Deo et ejusdem sacratissimae Matri nocte dieque deservirent... Et cum omnibus talis ordinatio complacuisset, in scriptum redacta est, et Apostolica auctoritate roborata; et inscripserunt.'
- 55) Mantello and Goering, *Letters*, p. 391, L127.
- 56) Stevenson, *Grosseteste*, pp. 152-3; Pantin, W. A., 'Grosseteste's Relations with the Papacy and the Crown', (Grosseteste hereafter) in Callus, *Robert Grosseteste scholar and bishop*, Oxford, 1955, p. 183.
- 57) Southern, R. W., *Robert Grosseteste: The Growth of an English Mind in Medieval Europe*, 2nd, ed., Oxford, 1986, 1992, pp. 278, 282; McEvoy, *Robert Grosseteste: Great Medieval Thinkers*, (Grosseteste hereafter) 2000, Oxford, pp. 31-40.
- 58) McEvoy, *Grosseteste*, pp. 31-2. 尾崎秀夫「教皇インノケンティウス4世の政治理論における教皇権と世俗権」『史林』77-1, 1994年, 55-59頁。
- 59) 拙著『「帝国」で読み解く中世ヨーロッパ』ミネルヴァ書房, 2017年, 序章, 第13章。
- 60) Pantin, 'Grosseteste', pp. 201-3.
- 61) この説を批判する研究者もいる。Silvestry, A., 'The Life, Education and Deeds of Robert

司教の巡察をめぐるグロステストと聖堂参事会の論争（朝治）

- Grosseteste: perceptions of Episcopal Power at Thirteenth Century Lincoln', in P. Coss, *Episcopate; Power and Local Society in medieval Europe, 900-1400*, Brepolis, 2017, pp. 88-9.
- 62) Williamson, D., 'Some Aspects of the Legation of Cardinal Otto in England 1237-1241', *English Historical Review*, ccli, 1949, pp. 158-160, 168.
- 63) 拙稿「1250年リヨンにおけるグロステストとイノセント4世」『関西大学文学論集』70-4, 2021。
- 64) 『クリオ』29号, 84-96頁。小田内隆『異端者たちの中世ヨーロッパ』NHK ブックス, 2010年。第4章。
- 65) Hoskin, *Robert Grosseteste and the 13th Century Diocese of Lincoln*, Leiden, 2019, pp. 111-113, 115-117.
- 66) Forrest, I., 'Continuity', 2014, pp. 194-5; Forrest, 'Survival', 2012, pp. 1, 4, 7, 9; 'Transformation', pp. 3-38.
- 67) Storey, Robin Lindsay, *Diocesan Administration in Fifteenth Century England, Borthwich Papers*, No. 16, York, 1959, 2nd ed., 1972, 東出功 訳, pp. 29-30; Forrest, 'Continuity', pp. 194-5.
- 68) Severson, *Grosseteste*, p. 276, 書簡118の内容を踏まえているという。
- 69) Pantin, 'Grosseteste', p. 188.
- 70) 13世紀後半以後のスコラ哲学の新傾向については、野田又夫『ルネサンスの思想家たち』岩波書店, 1963年, 第1章, 第2, 3節参照。なお堀米庸三『正統と異端』中公新書, 1964年, 200-201頁は、これとは少し異なる説明をしている。

(付記：本稿は科学研究費補助金18K01053による研究成果の一部である。)